

午後1時10分再開

○議長（堀尾俊浩君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより、議案等の質疑を行います。質疑は申し合わせにより、同一議題について1人3回までとなっております。御了承願います。

まず、報告の質疑を行います。それでは、報告第16号専決処分の報告について（財産取得についての議決内容の一部変更について（パソコン及びプリンタ））を議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、報告第17号専決処分の報告について（財産の取得についての議決内容の一部変更について（市立小中学校用パソコン及び周辺機器等））を議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、報告第18号専決処分の報告について（財産の取得についての議決内容の一部変更について（消防ポンプ自動車））を議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、報告第19号専決処分の報告について（交通事故による損害賠償について）を議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

以上をもって、報告の質疑を終了いたします。

次に、議案等の質疑を行います。

それでは、第90号議案令和元年度朝倉市一般会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。質疑はありませんか。

11番浅尾議員。

○11番（浅尾静二君） 今回の補正予算で、2款総務費のふるさと応援寄附金の増に伴う地域振興基金積立金の8億円の件ですが、補正予算書でも14ページの寄附金のところですね、総務費寄附金、補正前が5億円、今回、補正が8億円で、合計すると13億円ということで、ふるさと応援寄附金の金額が出てきました。今までの実績を見ると、平成29年度、災害があったときでも5億9,000万円、昨年度が3億5,200万円という金額でございました。今年度に入って、この急激な伸びの要因が何なのか、去年に比べて10億円あまりも、あくまでも予算ベースでしょうけれども、伸びてきておりますけれども、この裏づけなり、ど

ういった状況なのかをちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（堀尾俊浩君） ふるさと課長。

○ふるさと課長（森田和枝君） ふるさと応援寄附金の8億円についての説明をいたします。まず本年度より寄附金額を1万円以上というのを、4,000円から、済みません。8,000円から9,000円以上のコースをまず一つ広げました。これに伴いまして、朝倉のホームページより朝倉応援寄附金ムービーというのを全国に発信しております。それから、寄附窓口を1件ふやしております。こちらは楽天のサイトをふやしました。それから返礼品を提供していただける事業者をふやしました。それをふやすことによって、返礼品を去年200品目を400品目、200品目ぐらいふやしております。それからプロモーション等々もいろいろなところでPRをした結果が、寄附金額が増加したと見られております。

11月末で、一応9億円というところになっております。

○議長（堀尾俊浩君） 11番浅尾議員。

○11番（浅尾静二君） 午前中の一般質問でも、自治体間競争の話が出ておりましたけども、このような形で一般的に右肩下がりという状況の中で、これだけ急激な伸びを示したというのは、非常によく頑張ったなと思います。素直に評価をしたいと思います。ぜひともこの予算どおり13億円を目指して、頑張ってくださいと思います。以上です。

○議長（堀尾俊浩君） よろしいですか。ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第91号議案令和元年度朝倉市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第92号議案令和元年度朝倉市下水道事業会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第93号議案朝倉市印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第94号議案地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第95号議案朝倉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第96号議案朝倉市高等学校等奨学金の貸与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第97号議案朝倉市道路占用料徴収条例及び朝倉市法定外公共物条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第98号議案朝倉市営住宅専用水道設置条例及び朝倉市営簡易水道条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第99号議案朝倉市水道給水条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第100号議案朝倉市公共下水道条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第101号議案朝倉市部落差別をはじめあらゆる差別の解消を推進し人権を擁護する条例の制定についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第102号議案朝倉市男女共同参画センター条例の制定についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第103号議案土地改良事業計画の概要について（白木谷川流域地区）を議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第104号議案土地改良事業計画の概要について（北川道目木・梅ヶ谷地区）を議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第105号議案土地改良事業計画の概要について（妙見川流域第三地区）を議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第106号議案市道路線の認定についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第107号議案指定管理者の指定について（朝倉地域体育施設）を議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第108号議案指定管理者の指定について（老人福祉センター）を議題といたします。質疑はありませんか。

15番手嶋議員。

○15番（手嶋栄治君） ちょっと質疑になるかわかりませんが、先般、朝倉支所のほうに行きましたら、たまたま老人福祉センターの屋上の受水槽の掃除をしてありました。それを見て、私もびっくりしまして、屋根から3メートルぐらいあるわけですね、受水槽が。その上に上って、1人の作業員がバケツで水を屋根の上にこぼしておりました。その屋根の上にこぼすということは、下が道路ですね。そこに落ちてくるわけですよ、ばーとはじいて。そしてやっぱりあそこは老人の方やいろいろ通る。たまたま支所におりましたから、職員も呼んでから、何けあれはと。そういう話もしましたら、その職員がいろいろこうして、要するにこれは社協が指定管理者になっております。社協がある業者に頼んで、受水槽の掃除をしていたということです。

だから建物は市の建物でしょう、これ。最終的にそういうところで事故が起きた場合はどういう責任になるか。それは社協の責任になるか、その下請の責任になるか、わかりませんが、そこ辺の契約やらをぴしゃっとこの指定管理のときにしてあるかどうかを、まずちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（堀尾俊浩君） 介護サービス課長。

○介護サービス課長（小川里美君） 基本協定書を結ぶときに、そういったところにつきましては責任の所在につきましては、基本協定書のほうで定めるようにしております。

○議長（堀尾俊浩君） 15番手嶋議員。

○15番（手嶋栄治君） それ定めてあるんですか。なら一遍、そういうのを議会にも出してください。全然わからんでしょ、我々は。これは事故があったらどうなるんですか。その責任の有無は。業者に来るか、それか社協に来るか。最終的にそれが、極端な事故やったら市にも来るかもわかりませんよ、市の持ち物ですから。だからそういうことをさせること自体が私もびっくりしましたよ、それは職員もたまがっていました。上からバケツでこうしゃくつとですよ、屋根に当たって、ポーンと飛んでくる水が。それは1杯、2杯ならええけど、やっぱかなりの時間しよりました。

したら、その業者の名前も聞きましたけど、それはここではあえて公表はしませんけど、そういうことがまかり通るやろか。せめてでも下に通行があるならば、そこに監視人か何か置いて、こうよけて通るような感じであれば納得はいきますけれども、もう帽子もかぶらん、何もしとらん。安全管理が全然なってないわけです、それは。その上に上って作業している人も。そういうことを、結局、指定管理者していて許されるかどうかです。そこら辺もやっぱりはっきりしていかなと、今後いろいろなことになって、また最終的には今度は市だとか何とかになってくれば、また大変なことになりますから。

○議長（堀尾俊浩君） 介護サービス課長。

○介護サービス課長（小川里美君） 社協のほうにも確認いたしまして、業者とも確認をして、そのあたりを再度協議したいと思います。

○議長（堀尾俊浩君） よろしいですか。ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、発議案第3号朝倉市議会の議決すべき事件を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

以上をもって、議案等の質疑を終了いたします。

これより、議案等の委員会付託を行います。付託区分については、お手元に配付の付託表のとおりであります。御了承願います。

お諮りいたします。発議案第3号については、会議規則第35条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。また、第90号議案については、会議規則第35条第3項の規定により委員会付託を省略し、常任委員会において御審査いただきたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次の本会議は20日午前10時から行います。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後 1 時25分散会